東濃中部病院事務組合規約(案)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 組合の議会(第5条―第7条)

第3章 組合の執行機関(第8条-第10条)

第4章 組合の経費(第11条)

附則

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、東濃中部病院事務組合(以下「組合」という。)という。 (組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、土岐市及び瑞浪市(以下「構成市」という。)をもって組織する。 (組合の共同処理する事務)

- 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
 - (1) 組合が新たに設置する病院の建設整備に関する事務
 - (2) 組合が新たに設置する病院の管理及び運営に関する事務 (組合の事務所の位置)
- 第4条 組合の事務所は、土岐市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は10人とし、構成 市の組合議員の定数はそれぞれ5人とする。

(組合議員の選出方法)

- 第6条 組合議員は、構成市の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。
- 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員が属していた構成市において、 速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、構成市の議会の議員としての任期による。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は、土岐市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副管理者は、瑞浪市長の職にある者をもって充てる。
- 4 管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。
- 5 会計管理者は、土岐市会計管理者の職にある者をもって充てる。
- 6 管理者及び副管理者の任期は、構成市におけるそれぞれの職の任期とする。 (補助職員)
- 第9条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。
- 2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。 (監査委員)
- 第10条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、同項に定める識見を有する者のうちから選任される構成市の監査委員の中からそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあっては、組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される構成市の監査委員の中から選任される者にあっては、当該市の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職を行うものとする。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

- 第11条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。
 - (1) 構成市の負担金
 - (2) 補助金
 - (3) その他の収入
- 2 前項第1号の構成市の負担金の割合は人口割とし、その基準となる人口は、予 算の属する年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づくものとする。

附則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。